

寒川町臨時職員の給与等に関する規則新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、臨時職員(第5号から第7号及び第9号に掲げる場合にあつては、次項に掲げる臨時職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(加える)</p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p>	<p style="text-align: center;">～略～</p> <p>(年次休暇以外の休暇)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 任命権者は、次の各号に掲げる場合には、臨時職員(第5号から第7号及び第9号に掲げる場合にあつては、次項に掲げる臨時職員に限る。)に対して当該各号に定める期間の無給の休暇を与えるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 女性の臨時職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間</u></p> <p><u>(6)～(10)</u> (略)</p> <p>3 (略)</p> <p style="text-align: center;">～略～</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>